

『立正安国論』の一考察

—日蓮聖人滅後における『立正安国論』奏進の継承—

古 河 良 啓

一、はじめに

日蓮聖人の『立正安国論』を受け止めようとする時、『立正安国論』とは聖人においてどのような意味を持つ書であるのか、そして聖人はなぜ『立正安国論』を書かねばならなかつたのかを知ることが自身の課題である。

このような関心から、前号の紀要では聖人における『立正安国論』の位置づけを遺文に確認した。^①その結果、聖人が諸遺文に『立正安国論』の書名を挙げられ、その

述作の由来や意味について記されていること、それは『立正安国論』述作以降、晩年の遺文にまで散見されることから、聖人が生涯を通して『立正安国論』を意図し続けられていたことが確認できた。

それでは、その生涯を一貫した『立正安国論』を、そもそも聖人はなぜ述作し、為政者へ向けて上奏に及んだのであろうか。その行動の理念を推察するとき、考察の一つの視点として、聖人の述作と上奏という行動を、聖人滅後の門弟がどのように受け止めていたのか、という滅後の門弟の行動が浮かび上がる。

聖人の滅後、六老僧をはじめとする諸先師が諫曉活動を行つたことは、望月歛厚先生が『日蓮宗学説史』の中で、日蓮聖人滅後数十年間を「安國論を中心とする時代なるは明らかなり」^③と指摘されているように周知の事実である。

また、門弟の諫曉における先行研究として、渡辺宝陽先生は『日蓮宗信行論の研究』において編年体形式に整理されており、そこには多くの先師が「申状」をもつて公家や時の為政者を諫曉した歴史を見ることが出来る。このような門弟による諫曉の歴史を通覧するとき、そこには聖人の『立正安国論』の述作と上奏という一連の行

動の理念を、諫曉という形で門弟が継承していったことが推察されるのである。

そこで本稿では、望月先生、渡辺先生の先行研究に示唆を受け、聖人滅後における門弟の諫曉の歴史を確認し、聖人の諫曉の精神を門弟がどのように継承したのか検討することで、聖人の『立正安国論』上奏の理念について考察していきたい。

前述の『日蓮宗信行論の研究』において、渡辺先生は聖人滅後における門弟の諫曉を合計「四十三」挙げられている。⁽⁵⁾

この渡辺先生の表をもととして、門弟の諫曉を管見の限り確認してみると、新たに六項目を加えた合計「四十九」の諫曉を確認でき、左記の資料Iのようになる。⁽⁶⁾

【資料I】

著者名	書名	年	代	副進		出典	備考
				副	進		
1 日昭	申状	弘安八年(一二八五)四月□日				〔宗全〕一卷・七頁	
2 日朗	申状	弘安八年(一二八五)□月□日				〔宗全〕一卷・二二頁	
3 日興	申状	正応二年(一二九一)一月□日				〔宗全〕一卷・七頁	
4 日頂	申状	正応四年(一二九一)三月				〔宗全〕一卷・九五頁	
5 日弁	訴状	永仁元年(一二九三)五月二十六日				〔宗全〕一卷・四〇頁	
6 日高	申状	正安四年(一二〇二)三月□日				〔宗全〕一卷・八八頁	
7 日像	目安	正安四年(一二〇二)三月□日		一卷	〔立正安国論〕		
8 日像	訴状	延慶三年(一二〇〇)六月二十二日				〔宗全〕一卷・四七頁	
9 日興	申状	嘉曆二年(一二三一)八月□日				〔宗全〕一卷・二五七頁	
10 日向	申状	嘉曆四年(一二三三)一月二十九日				〔中世日蓮教団史叢〕では 徳治二年(一二三〇)七年頃 と推定(二二〇頁)。	
						〔中山法華經寺史料〕に 〔日高申状案〕収録(二八 頁)。	
						〔宗全〕一卷・二四七頁	
						〔宗全〕一卷・九七頁	
						諫曉	

23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	
日鄉	日行	日代	日祐	日妙	日尊	日道	日祐*	日祐*	日目	日祐	日目	日興	申狀
申狀		申狀		申狀	申狀	申狀	申狀案	申狀	申狀	元弘三年（一三三三）十一月□日	元弘三年（一三三三）十一月□日	元弘三年（一三三三）十一月□日	元徳二年（一三三〇）三月□日
康永四年（一三四五）三月□日	曆応五年（一三四〇）八月□日	曆応三年（一三四〇）	曆応二年（一三三九）十月二十五日	曆応元年（一三三八）十一月	延元元年（一三三六）二月	一卷『立正安國論』	一卷『立正安國論』	一卷『立正安國論』	一卷『立正安國論』	『宗全』一卷・一〇一頁	『宗全』一卷・一〇一頁	『宗全』一卷・一〇一頁	『宗全』二卷・九九頁
一つ三時弘経次第	一通卷『立正安國論』	一通卷『立正安國論』	一通卷『立正安國論』	一通卷『立正安國論』	一通卷『立正安國論』	一通三時弘経次第	一通三時弘経次第	一通三時弘経次第	一通三時弘経次第	『宗全』一卷・一五九頁	『宗全』一卷・一四七頁	『宗全』一卷・四〇三頁	『宗全』一卷・四〇三頁
三時弘経次第	三時弘経次第	三時弘経次第	三時弘経次第	三時弘経次第	三時弘経次第	三時弘経次第	三時弘経次第	三時弘経次第	三時弘経次第	『中世日蓮教團史攷』一一〇頁	『中世日蓮教團史攷』一一〇頁	『中世日蓮教團史攷』一一〇頁	『中世日蓮教團史攷』一一〇頁
『宗全』一卷・一七八頁	九頁	『日興門流上代事典』三六	『日興門流上代事典』三六	『日興門流上代事典』三六	『日興門流上代事典』三六	『日興門流上代事典』三六	『日興門流上代事典』三六	『日興門流上代事典』三六	『日興門流上代事典』三六	諫曉	出典確認できず	上奏	

38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	日什		
日親	日親	玉泉日伝	日有	日運	日仁・	日仁・	日道	日寒等	日仁・	日仁・	日什	日什	日什	日什	日什	永徳元年（一三八二）六月十八日	
立正治国論	訴状						申狀									日什御奏聞記録（日穆記） 『宗全』五巻・八頁 『教団全史』上・二・一八頁	
永享十二年（一四四〇）五月六日	永享四年（一四三一）	永享十一年（一四三九）五月六日	永享四年（一四三二）三月	応永十年（一四〇三）五月一日	応永十五年（一四〇八）	一卷 『立正安國論』 一通 日興上人申狀案 一通 日道上人申狀案 一通 日行上人申狀案 三時弘経図	一卷 立正安國論副記 『教団全史』上・二二四頁 『宗全』五巻・六三頁 『教団全史』上・二二四頁 『宗全』五巻・六三頁 『教団全史』上・二二四頁 『宗全』五巻・六三頁 『教団全史』上・二二四頁 七頁	※備考参照 一卷 『立正安國論』 『教団全史』上・二二四頁 『日興門流上代事典』三三 上洛奏問	『宗全』五巻・六三頁 『教団全史』上・二二四頁 『宗全』五巻・六三頁 『教団全史』上・二二四頁 『宗全』五巻・六三頁 『教団全史』上・二二四頁 義持に直奏 覗覽に供える	内裏清涼殿に『立正安國論』 後小松天皇に申狀を進覽 関東管領氏満に奏問諫曉 諫曉（義持に直訴）	門徒故事（日運記） 『宗全』 五巻・四一頁 『教団全史』上・一二二頁 『教団全史』上・一二二頁 『教団全史』上・二二二頁 將軍義満に底中 將軍義満に底中	二条関白師嗣に内奏 六月二十一日、管領波義将 に謁す 第二回諫曉 第一回諫曉					
『教団全史』上・二六七頁																	
諫曉																	

39	大聖寺日延			年不詳	〔宗全〕五卷・一〇二頁 〔教団全史〕上・二二四頁	諫曉
40	大周院日聰			年不詳	〔宗全〕五卷	諫曉
41	日院		享徳二年（一四五三）	〔教団史概説〕六〇頁	中山日院の代官として学頭 日眼諫曉	
42	日延	長祿三年（一四五九）	〔教団史概説〕六〇頁	諫曉		
43	平賀日意	寛正元年（一四六〇）	〔教団史概説〕六〇頁	諫曉		
44	日住	文安元年（一四四四）	〔教団史概説〕六〇頁	諫曉		
45	日住	寛正六年（一四六五）十月□日	〔教団史概説〕六〇頁	諫曉		
46	日奥	文禄四年（一五九五）九月二十五日	〔教団史概説〕六〇頁	諫曉		
47	日奥	文禄五年（一五九六）九月十三日	〔教団史概説〕六〇頁	諫曉		
48	日奥	慶長三年（一五九八）十月十三日	〔教団史概説〕六〇頁	諫曉		
49	日進	文化十二年（一八一五）五月	〔教団史概説〕六〇頁	諫曉		
	諫曉書	安国論由来記	〔教団史概説〕六〇頁	諫曉		
		〔万代龟鏡錄〕上	〔万代龟鏡錄〕上	諫曉		
		〔大崎学報〕一六〇号	〔大崎学報〕一六〇号	諫曉		
		岡山县古文書緊急調査「不受不施派史料目録（二）」	岡山县古文書緊急調査「不受不施派史料目録（二）」	諫曉		
		文書篇	台東区本寿寺所蔵	諫曉		
			日長弟子得精・日進	諫曉		

資料Iで新たに加えた門弟の諫曉は、七番の日像・二十番の日祐・二十二番の日行・三十七番の日親・四十八番の日奥・四十九番の日進である。なお十四番の日目にについて、渡辺先生は同書の中で建武元年七月四日に配当されているが、その出典を確認することはできなかった。

右の年表によれば、聖人滅後の三年目の弘安八年（一八一五）の日昭から、文禄五年（一五九六）の日奥まで、約三百年間に亘って継続的に門弟の諫曉が行われていた事跡は管見の限りでは確認できなかった。

門弟は資料Iの「書名」の項に示すように、その大半は「申状」⁽⁷⁾や「訴状」⁽⁸⁾、「目安」⁽⁹⁾をもつて為政者や上位の者への諫曉に及び、多くの門弟が副進として「申状」

や「訴状」とともに、『立正安国論』を副えて上奏していることが確認できる。したがって、これら門弟による

諫曉の目的は、聖人の『立正安国論』とその趣旨を為政者へ献策することと推察され、その諫曉の理念は少なくとも、『安国論由来記』を副進として添えている日奥まで継承されたことが伺える。

また、日目や日道をはじめとする日興門下の諸師は、『立正安国論』に加え、門流の先師が提出した「申状」の趣旨や、『三時弘経次第』などを添えており、さらに日住の『妙法治世集』や、日奥の『末法相應本化所立之法華宗法門之条々』のように、自作の書を副進として添えたことも確認できる。このことから各門流や諸師によって諫曉の様式が異なることが推察できるが、その点については今後の課題としたい。

三、『日高申状』について

次に、先に示した門弟の諫曉の中から、特に六番の師公日高の申状を取りあげ、その内容を確認していきたい。日高は、身延において聖人のかたわらで生活し、聖人の葬列にも参加した面授の弟子であり、自身の直筆の申状と副進の『立正安国論』の書写本が現存していること

から、本稿における考察の対象とした。

現在、日高の申状は『日蓮宗宗学全書⁽¹⁰⁾』一巻と『中山法華經寺史料⁽¹¹⁾』に収録されており、その全文を拝むことができる。両書に収録される申状はその本文内容は同一であるが、表題については『宗学全書』所収の申状が『日高申状』であるのに対し、『法華經寺史料』所収の申状には『日高申状案』という表題が付きておらず、『宗学全書』収録の『日高申状』には見られない「案」の一字が加えられていることが確認できる。

この「案」という一字の意味は、『鎌倉遺文』みる中世の言葉辞典⁽¹²⁾によれば、「原本と同じ効力をもつ複製として作成された写しのこと。現代でいう下書きの意味とは異なる」と解説されている。⁽¹³⁾このことから、中山法華經寺所蔵の「申状案」は、『日高申状』の正本と同じ効力をもつ「控え」であることが理解できる。

次に『日高申状』の本文を示すと以下の通りである。

請下殊ニ且ツハ任セ釈尊ノ遺教ニ付
属ニ流ニ布シ妙法蓮華經ノ簡要ヲ、被レ停ニ止國中、
邪法ヲ、致中サノコトヲ 天下泰平異敵降伏ノ祈上ヲ付

右、日高譁チ検ルニ旧貫ノ靈跡ヲ、去レテ浅キヨ就クハ深キニ賢シ
聖ノ所レ好ム、捨テ權ヲ入レハ實ニ諸仏ノ正意ナリ、」其実ト者
妙法蓮華經是レ也、然レハ則チ本地深奧ノ付属正直、
捨權ノ實說現レ當ノ祈願テ天下ノ泰平宜レク在ルニ于干此ニ、
而ルニ世專ラバ背キ正路ヲ、人悉ク行ク邪途ニ故ニ、善神ニ

含テ怨ヲ捨レ國ヲ、惡鬼得レ便ヲ成レ難ヲ、因レ茲ニ、先師
日蓮聖人、匪ス啻ミ顧ニ先難ヲ又兼テ勘ヘ後災ヲ、
所謂ル集ニ諸經ヲ文ヲ造ニ一卷ノ書ヲ、名チ曰ニ立正安國論、
論ト、委官見タリ干此ニ、去ル、文應元年、雖レ備ニ上
覽ニ不レ達セ微志ヲ、空ク遷化シ畢ヌ、嗚呼近日之間、天
地一成レ恠ヲ、異敵襲ウ國ヲ、先師所レ勘ル宛モ同シ符契、
夫レ知ル未萌者ハ六正之聖臣、弘ニ法華者ハ諸仏ハ
之使者也、就レ中先師、得ニ生ヨ於此土、豈ニ不レ思ハ
吾カ國ヲ哉、是レ偏ニ為レ身ノ不レ申サ之ヲ、為レ君ノ為ニ
國申之ヲ、若シ此ニ事相ニ貽サルレハ御不審者、早ク被レ下
召ニ合ハセ、謗法ノ流類等ヲ、遂ニ一決ヲ、被レ禁ニ止セ邪
法ヲ、被レ賞ニ正法ヲ、異賊退散シ、國土安穩ナラン耳、

仍テ粗ボ言上如レ件、⁽¹⁴⁾

『日高申状』はまず、「旧記の靈跡をしらぶる」として、現当の祈願・天下泰平の祈りは、仏の実意である妙法蓮華經に依ることが述べられる。しかし世の人々は正

法に背を向け邪法に帰依しており、その結果善神が捨国し惡鬼が難を興すとし、このことから先師日蓮聖人は先難を顧みるだけでなく、後の災いを勘えて『立正安國論』を述作し上奏したこと、しかるにその志は達せず遷化されたことを記している。

続いて、近日に異敵が國を襲い、聖人の勘える所が宛も符契に同じであるとして、聖人の『立正安國論』の予言が的中した事實を述べ、未萌を知る者は六聖の正臣、法華經を広める者は仏の使者であるとしている。そして聖人はこの土に生を受けたのであるから、我が身の為ではなく、國のため君のためにこれを主張するとして、謗法の者との対決を望み、邪法を禁止し正法を賞賛することを要請している。

以上のように『日高申状』は、『立正安國論』述作の由來や上奏の経緯、その予言が的中した事實を記しており、全体の文脈から聖人の『立正安國論』の上奏による諫曉の趣意を示すものと推察できる。

その中で日高は、「夫レ知ル未萌者ハ六正之聖臣、弘ニ法華者ハ諸仏之使者也」と述べ、『立正安國論』で説示された予言の的中をもって、聖人を「六正の聖臣」、「諸仏の使者」と評している。日高が聖人と『立正安國

論』をどのように受け止めたのかという視点に立脚して見たとき、ここでは特に「六正の聖臣」の語に注目できよう。

「六正の聖臣」は『貞觀政要』⁽¹⁵⁾に説かれる忠臣のことである。『貞觀政要』の卷第三において、太宗の賢臣魏徵が儒家書である『説苑』を引用し、ここに人臣の六つの正しい行いとして「六正の聖臣」が説かれている。

故説苑曰、人臣之行有六正、有六邪。修六

正則榮、犯六邪則辱。何謂六正。一曰、萌芽

未動、形兆未見、照然獨見存亡之機、豫禁乎

未然之前、使主超然立乎顯榮之處。如レ此者、聖臣也。二曰、虛心白意、進普通道、勉主以礼

義、喻主以長策、將順其美、匡救其惡。如レ此者、良臣也。三曰、夙興夜寐、進賢不憚、數稱往古之行事、以励主意。如レ此者、忠臣也。

四曰、明察成敗、早防而救之、塞其間、絕其源、転禍以為福、使君終已無憂。如レ此者、智臣也。五曰、守文奉法、任官職事、辭祿讓賜、衣食節儉。如レ此者、貞臣也。六曰、国家昏亂、所為不諛、敢犯主之嚴顏、面言主之過失。如レ此者、直臣也。是謂六正。⁽¹⁶⁾

すなわち「六正の聖臣」とは、聖臣・良臣・忠臣・智臣・貞臣・直臣を指し、これら六正を修めれば国は榮え、逆に六邪を犯せばけなされて、辱めを受けるとされる。

『日高申状』に引用された「聖臣」は、右の『説苑』によれば、「物事の兆しがまだ動かず、その兆しがまだ顕われない前に、明らかに國家の存亡の分かれ目に関わるか否かを見抜き、前もって事が起こらない時に抑え止め、主君をして超然として尊く榮える地位に立たしめる者」にある。

この『説苑』の記述から考えると、日高は聖人の『立正安國論』述作と上奏は、正法である法華經を弘める「諸仏の使者」という仏教者としての側面と、国に起ころ危機を未然に察知しそれを防ぐ「未萌を知る聖臣」という、儒教の説く世俗的倫理に基づいた行動であったと受け止めていることが推察できる。

四、『日高申状』と『昨日御書』

ところで、聖人が『貞觀政要』を読み、自らそれを書き写されていたことは周知の通りである。⁽¹⁷⁾漢文学研究の原田種成氏は『貞觀政要の研究』⁽¹⁸⁾の中で、「日蓮の遺文の中には貞觀政要の語句を用いていることが多く、貞觀

政要に対して極めて関心が高かつたものと認められる。^[19] と指摘し、同書の中で『貞觀政要』の文が引用される聖人遺文を列举している。

同書に挙げられた聖人遺文を確認したところ、それらの中には「六正の聖臣」の引用は見当たらなかつた。そこで遺文全体に視野を広げてみると、文永八年（一二二七）九月十二日に、平頬綱に与えたとされる『一昨日御書』に「六正の聖臣」の語が引用されることが確認出来た。

『一昨日御書』は真蹟は存在せず、写本として身延『日朝本』と『平賀本』の存在が確認される。『日蓮聖人遺文辞典（歴史篇）』によれば、本書は文応元年に北条時頬に上奏した『立正安國論』の予言が、文永五年の蒙古国書到来として的中し、他国侵逼難の危機を感じた聖人が、再度『立正安國論』を平頬綱に進めるべく添えた書状とされている。^[20] その本文は以下の通りである。

一昨日罷^二入見參^二候之條悅^ヒ入^レ候。抑^モ人之在^レ世^ニ誰^カ不^{ラン}思^ハ後^セ世^ヲ。仏^ノ之出^セ世^ハ專^ラ為^レ救^ハ衆生^ヲ也。爰^ニ日蓮自^レ成^ニ比丘^ト旁^ニ開^キ法門^ヲ已^ニ覺^リ諸仏之本意^{早^ク得^ク}出離之大要^ヲ。其要^ハ者妙法蓮華經是也。一乘之崇重三国之繁昌儀流^ニ眼前^ニ。誰^カ胎^ニ疑網^ヲ哉。

而^{ルニ}專^ラ背^ニ正路^ニ偏^ニ行^ニ邪途^ヲ。然^レ間聖人捨^テ國^ヲ善神成^レ瞋^ヲ、七難並^ニ起^テ四海不^レ閑^カナラ。方今世悉^ニ歸^ニ関東^ニ人皆貴^フ土風^ヲ。就^レ中^日蓮^{得^ニ生^ス於^ク此^土。}豈^{不^レヤ}思^ハ吾^國哉[。]仍^テ造^ニ立^ニ正安國論^ヲ故最明寺入道殿之御時以^ニ宿屋^ノ入道^ヲ入^レ見參^ニ畢^シ。而^{ルニ}近年之間多日之程犬戎亂^レ浪^ヲ夷敵伺^レ國^ヲ。先年所^ニ勘^{ヘ申^ス}近日令^ニ普合^ニセ者也。彼太公之入^リ殷^國也依^ニ西伯之礼^ニ。張良之量^ニ秦朝^ヲ也感^ニ斯^レハナリ漢王之誠^ヲ。是皆當^ニ時^ニ得^ニ於^ク賞^ヲ。回^フ謀^ヲ於^ク帷帳^{之中}ニ決^{セシ}勝^ニコト^ヲ於^{千里之外}者也。夫知^ニ未^萌者^ヲ六^正ノ聖^臣也。弘^ニ法華^ノ者^ハ諸^仏之使者也。而^{ルニ}日蓮忝^ク開^テ鷲嶺鶴林之文^ヲ覺^ニ鵠王烏瑟之志^ヲ。剩^ヘ勘^{タルニ}將來^ヲ粗得^ク普合^ニス^ルコト^ヲ。雖^レ不^レ及^ニ先哲^ニ定^シ可^レ希^ニ後^ハ者^也。知^リ法^ヲ思^フノ國^ヲ志^シ尤^モ可^レ被^賞之處邪法邪教之輩讒奏譏^言ス^ル之間久^ク懷^ニ忠^一而^{未^レ達^ニセ}微望^ヲ。剩^サ罷^リ入^ルコト^ヲ不^快ノ之見參^ニ偏^ニ愁^{フル}難治之次^ニ者也。伏^シ惟^レ不^レ昇^ニ泰山^ニ者不^レ知^ニ天^ノ高^キヲ。不^レ入^ラ深谷^ニ者不^レ知^ニ地^ノ厚^キヲ。仍^テ為^ニ御存知^ノ立^ニ正安國論^ヲ卷進^ニ覽^ス之^ヲ。所^ニ勘^ヘ載^ス之^ヲ文九牛之一毛也。未^タ盡^ニ微志^ヲ耳。抑^モ貴^辺ハ者當時天下之棟梁也。何^ソ損^ニ國中之良材^ヲ哉。早^ク

回^(二)賢慮^(ヲ)須^(レ)退^(ク)異敵^(ヲ)。安^(レ)世^(ヲ)安^(スルヲ)國^(ヲ)為^(シ)忠^(ト)
為^(レ)孝^(ト)矣。是偏^(ヘニ)為^(ニ)身^(ノ)不^(レ)述^(ヘ)之^(ヲ)。為^(レ)君^(ノ)為^(レ)仏^(ノ)

為^(レ)神^(ノ)為^(ニ)一切衆生^(ノ)所^(レ)令^(ムル)言^(上セ)也。

恐^(ニ)謹^(言)。

本書において聖人は、「先年所^(レ)勘^(ヘ)申^(ス)近日令^(二ムル)普合^(セ)者也」と述べて時頼に上奏した『立正安國論』の予言の

的中を示し、次いで中国における名君忠臣の先例を引いた上で、「未萌^(ヲ)者^(ハ)六正^(ノ)聖臣也。弘^(ムル)法華^(ヲ)者^(ハ)諸仏之使者也。」として、自らを兼知未萌の「六正の聖臣」、法華經を弘むる「諸仏の使者」と称されている。

そこには、為政者である時頼への『立正安國論』の上奏と、その予言の的中という自身の行動を、『貞觀政要』に説かれる主君の水先案内としての「聖臣」に自らをなぞらえていることが挙察されるのである。

ところで、先に述べたように『一昨日御書』には真蹟が伝わらないが、『一昨日御書』と『日高申状』を見比べてみると、「六正の聖臣」が説示される箇所は本文に波線で示したように両書共通しており、『立正安國論』の予言的中の事実を記した文脈であることに気がつく。⁽²²⁾その他にも両書には二箇所類似した説示が見受けられるのである（波線部分参照）。

また『撰時抄』に「外典^(ニ)云々、未萌をしるを聖人と

いう⁽²³⁾、『三沢鈔』に「聖人は未萌を知^(ル)と申シて三世の中に未来の事を知^(ル)をまことの聖人とは申^(ス)なり⁽²⁴⁾」、『滝泉寺申状』に「外書^(ニ)云々知^(ル)未萌^(ヲ)聖人也⁽²⁵⁾」とある文も『貞觀政要』所引の『説苑』を指している可能性が高いと思われる。

これらの説示の類似を踏まえ、聖人面授の弟子である日高が自身の「申状」において聖人を「六正の聖臣」と受け止めていることを考えると、聖人自身の『立正安國論』上奏の側面には、『貞觀政要』に説かれる世俗的倫理があり、中国の帝王学を行動規範の一つとされていたことが推察できる。

四、おわりに

以上、本稿では聖人の『立正安國論』上奏の理念を知るために、滅後の門弟がどのようにそれを継承してきたのかについて、諫曉におよんだ門弟を年表によつて確認し、特に日高の「申状」に着目して検討してきた。

その結果、『日高申状』と『一昨日御書』等の説示が類似していること、さらに両書に共通して『貞觀政要』の「六正の聖臣」が引用されていたことが確認できた。これらのことから、『立正安國論』の述作のために、聖

人が帝王学、政治観を把握されていたこと、そして『立正安国論』を述作し上奏せざるを得なかつたのか、その述作と上奏の背景には、仏弟子・如来使としての仏教的倫理に加え、『貞觀政要』に説かれる「主君と忠臣の関係」という世俗的倫理があつたことが理解できた。

註

- (1) 拙稿「立正安国論の一考察—遺文中に見る『立正安国論』表記を中心として」(『日蓮教学研究所紀要』第三六号所収、平成二二年)
- (2) 望月歛厚『日蓮宗学説史』(平楽寺書店、昭和四二年)
- (3) 右同書九八頁
- (4) 渡辺宝陽『日蓮宗信行論の研究』(平楽寺書店、昭和五一年)
- (5) 右同書一三七頁
- (6) なお『富士宗学要集』所引の各種申状の考察については、今後の課題としたい。
- (7) 「申状」とは、『国史大辞典』第一三卷(吉川弘文館、平成四年)によれば、「下位の者より上位に向かって差し出す上申文書の一種。公式様文書の解の文書様式。申文と同義」に用いられることが多いが、申文は公家の官位申請文章に用いられるため申状とは区別される。鎌倉時代では訴訟の際の原告が提出する「訴状」のこと(七九三頁)。
- (8) 「訴状」とは、『国史大辞典』第八卷(吉川弘文館、昭和六二年)によれば、次のように解説されている。「平安時代以降訴人が訴訟機関に訴えの主張内容を記して提出した上申文書の一様式。(中略)平安時代以降、上申文書はその内容によって種々の文章様式名が付けられるようになり、訴訟の際訴人が訴訟機関に提出する文書は訴状の名で呼ぶようになつた」(六六三八頁)。
- (9) 「目安」とは、『国史大辞典』第一三卷によれば、「本来、閲覧に便利なように過剰書にした文書のこと。中世、特に南北朝時代以降、訴陳情・軍忠状の内容を箇条書にし、書出しに『目安』と書き、書止め文言を『目安言上如件』と結んだ文章がみられるようになつたことから、これらの文書を目安と読んでいる」とある。(七七四頁)。
- (10) 『日蓮宗宗学全書』第一巻上聖部(山喜房仏書林、昭和三四年)
- (11) 中尾堯『中山法華経寺史料』(吉川弘文館、昭和四三年)
- (12) ことばの中世史研究会編『鎌倉遺文にみる中世のことば辞典』(東京堂出版、平成一九年)
- (13) 右同書八六頁
- (14) 『中山法華経寺史料』二八頁。なお、訓点は『日蓮宗宗学全書』第一巻に依り、筆者が私に付した。
- (15) 『貞觀政要』は、唐の二代太宗(李世民)五九九一六四九と群臣との政治上の論義を、史官である吳兢が編纂した歴史書。日本では特に帝王学に取り込まれた。鎌倉時代、

北条政子は書き下し文を作らせ、北条時頼は建長二年に將軍頼嗣に献じたとされている。

(16)『貞觀政要』(『新編漢文大系』第九五卷 〈明治書院、昭和五年〉二二八—二二九頁)、『説苑』(『中國古典新書

説苑』(明徳出版社、昭和四四年)五〇—五一頁)

(17)日蓮聖人親写の『貞觀政要』は、四十八紙が北山本門寺に格護されている。その他、原田種成『貞觀政要の研究』(吉川弘文館、昭和四〇年)によれば、長野県宗徳寺、身延町大野の本遠寺・京都の頂妙寺・本閑寺・本法寺、村雲瑞龍寺などに現存している(二〇七頁)。

(18)右同書二四頁

(19)右同書二四頁

(20)立正大学日蓮教学研究所編『日蓮宗遺文辞典 歴史篇』(身延山久遠寺、昭和六〇年)六三頁

(21)『定本遺文』五〇一頁

(22)本稿掲載の『日高申状』と『一昨日御書』の波線部分参考照。なお波線は筆者が私に付した。

(23)『定本遺文』一〇五三頁

(24)『定本遺文』一四四五頁

(25)『定本遺文』一六七八頁